



ISSN 0385-0838

第 135号

発行所

亜細亜大学アジア研究所
東京都武蔵野市境5-24-10

電話 0422 (54) 3111

郵便番号 180-8629

長期滞在先としてのマレーシア

三木敏夫

1、人気No1のマレーシア

豊かになった日本、定年退職後、温暖なところで長期滞在して「第二の人生」を楽しむ人たちが増えている。自然の中の畑仕事、絵画・音楽などの芸術活動、ゴルフや社会的なボランティア活動など、海外での長期滞在はサラリーマン時代の縦社会から解放された「第二の人生」を過ごす魅力的な生き方である。

二〇〇七年に六〇歳以上の人で、二週間以上外国で滞在を楽しんだ日本人は一六万人（ロングステイ財団）に達した。長期滞在者は五年前と比較して三四%も増加している。現在、団塊の世代が定年退職を迎える時期に入っており、ここしばらく海外で長期滞在を楽しむ日本人が

増加することは間違いない。

この長期滞在先として人気が高い国はマレーシア、オーストラリア、タイ、米国ハワイ、ニュージーランド、カナダ、フィリピンやインドネシアなどがある。とりわけASEAN諸国に人気が集まっている。これらの諸国の中で長期滞在先として人気No.1がマレーシアである。

一人当たりGDPが七、〇〇〇ドル近く達したマレーシアは生活費を比較すればオーストラリアやハワイなどと比べて割安であるが、タイ、フィリピンやインドネシアなどと比較して割高である。老後の年金収入だけでは十分に生活を楽しむことができないように感じるが、日本人中高年の間で長期滞在先としてマレーシアが人気を集めている。

目次

長期滞在先としてのマレーシア	三木敏夫	(1)
東ASEAN成長地帯の課題	野沢勝美	(4)
台湾給与所得者の税金（直接税）	岡崎幸司	(6)
「国際中堅企業」(22)	西澤正樹	(8)
金融危機の世界への波及と影響を 最新データで分析	石川幸一	(10)
書評 ロー・ダニエル「竹島密約」	野副伸一	(11)
『アジアの窓』 中国「双無」の農村大学生	小林照直	(12)

2、適度な先進性と適度な後進性

なぜマレーシアが長期滞在先として人気があるのか。かつて筆者がマレーシアに駐在した経験から、第一の理由として「適度な先進性と適度な後進性」を挙げることができる。「瘴癘の地」と言われたマレーシアに家族と一緒に滞在して感じたことは、適度に日本での生活水準が楽しめる先進性と、ゆったりとした時間が流れる適度な後進性が心地よく感じられた国であった。

一九八〇年代末、マレーシアは外資主導型輸出志向工業化により錫とゴムに代表される一次産品輸出から電子立国として工業国の仲間入りを果たし、ASEANの先進国に経済発展し、主役としてタイとともに「東アジアの奇跡」を演じた。駐在以来たびたび同国を訪問す

る機会を得、特に過去一〇年間マレーシアを拠点にASEAN諸国を毎年研究訪問するたびに「適度な先進性と適度な後進性」は健在であることを感じさせる。この心地良さは温厚なマレー人の「人の良さ」(拙著『ASEAN先進経済論序説』参照)からくるマレー文化が創り出していることである。プアサ(断食)明けのハリヤ(マレー人正月)には、マレー人家庭ではオープンハウスとして自宅を開放するところが多い。オープンハウスでも受け入れるマレー文化の開放性が、日本人の間で長期滞在先としてマレーシア人気となっていると言えよう。

周知の通り、マレーシアではマレー人と中国人との経済格差を解消するためにプミブトラ政策を実施している典型的な開発独裁国家である一方、英国植民地時代に根付いた民主主義とムシユアラ(集会)、ムカファット(合意)とゴトンヨロン(相互扶助)に代表されるマレー文化が溶け込み、「適度な先進性と適度な後進性」を作り出している。

3、多様性の魅力

第二の理由としてマレーシアの持つ多様性を指摘することができる。典型的な多民族国家であるマレーシアは、東アジア地域が共有する多様性を兼ね備えている。この多様性は熱帯地方の単調な生活に刺激と変化を与えるものであり、長期滞在先としての魅力を高めている。

多様性とは多民族、多文化、多宗教、多言語と多食文化の五つの文化を意味している。英国植民地支配の結果、マレー人社会に労働力として中国人とインド人が入り込み、それぞれが独

自のコミュニティを形成し、オランダスリー、ダヤック族やカダサン族などの少数先住民族と共生する多民族国家となった。一九世紀にゴムと錫プランテーション労働のためにマレーの地に連れてこられた中国人とインド人の多くはマレーシアに定住し、今日の多民族国家を形成することになった。中国人社会とインド人社会は本国以上に自らの伝統と文化を温存し、自分達の存在感をマレー人社会の中で印象付けている。これに対してマレー人達も自分達のマレー文化を主張し、マレー文化、中国文化とインド文化が共生する多様性に富んだ社会を形成することになった。

この結果、例えばハリヤ、中国人正月(春節)、インド人正月(灯明祭)とインターナショナル正月(一月一日)の四つの正月が盛大に祝われている。

また、多宗教も長期滞在先としてのマレーシアの魅力を高めている。同国にはイスラム、キリスト教、ヒンズー教に加えて少数先住民族社会では素朴なアニミズム(精霊宗教)が息づいている。中東地域では今でもイスラムとキリスト教は対立と武力衝突を繰り返しているが、マレーシアではマレー人イスラム、中国人仏教・道教・キリスト教、インド人ヒンズー教と仲良く、平和的に棲み分けている。早朝、礼拝を告げるためモスクから聞こえるアザーンを聞くたびに、異国情緒を味わうことができる。ともにマレーシアがイスラムの国であることを認識する。各民族間のこうした精神的活動の棲み分けが、マレーシアに「適度な先進性と適度な後進性」をもたらしていることは間違いない。

加えて国語としてのマレー語の外に中国語、タミール語や英語が何の規制を受けることもなく自然と日常生活で使われる。英語を含め外国語の苦手な日本人を受け入れる社会的雰囲気醸し出している。さらに各民族の食文化も豊かに花開いている。日本料理もマレーシア社会では人気の料理となり、経済的豊かさとともに手軽に楽しめる食文化として定着している。

4、安定した政情と対日感情の良さ

この外、マレーシア式民主主義の定着により、政情が安定し、治安が良いことが指摘できる。外国でありながら過度に緊張することなく、安心して外国での生活を楽しむことができる。とは言えや不愉快なことに遭遇することもあるので、十分に気をつけることは言うまでもない。

また、物価水準が比較的安いことも人気の秘密である。物価水準は日本の三分の一程度と考えてよい。年金生活者の収入で十分にマレーシア生活を満喫できるのも魅力となっている。しかし落とし穴もある。ASEANの先進国に経済発展したマレーシアの都市部、クアラルンプールなどにおいては生活費も増加する傾向にある。ローカル水準の生活であればゴルフも満喫できるが、日本並みの生活水準を望むのであれば年金だけでは賄いきれないことも確かである。因みにローカル水準で一月当たりの生活費は、マレーシア一、〇〇〇リンギ、タイ一、〇〇〇バーツ程度である(筆者の現地感覚と聞き取り)。

加えて、対日感情が良好なことも長期滞在先

としての人気を高める要因となっている。マハティール元首相が一九八〇年代初めに開始したルックイースト（東方）政策の狙いは、戦後急速な経済発展を遂げた日本や韓国の労働慣行や倫理観を本とすることにあり、マレーシアから多数のマレー人を中心とする留学生が日本に派遣され、対日理解が進んでいる。

シンガポールと同様に日本の経済発展を見習い、また日本からの経済援助をばねにマレーシアがASEANの先進国になったことは確かなことである。特に一九八〇年代半から始まった日本企業のマレーシア進出ラッシュは、同国を中進国に押し上げた「日本効果」と言われるほど大きな経済効果を生んだ。このためマレーシア国民の大半は日本人に対する友好的感情を抱いており、他の東アジア諸国では経験できない「適度な先進性と適度な後進性」が生活のし易さとなり、長期滞在先としてマレーシアが人気を博している要因となっている。

日本人長期滞在者（セカンドホーム）にとつて人気のある地域は、マレー半島の中央部に位置し、「マレーシアの軽井沢」と言われ、植民地時代から避暑地であったキャメロンハイランドである。シルク王として有名なジムトンプソンが失踪した土地として知られている。高原に位置し、熱帯にもかかわらず年間気温が二五度前後でありエアコンなしで過ごせ、ゴルフ三昧を楽しむセカンドホームが増えている。また「東洋の真珠」と言われるペナンも人気が高い。さらに東マレーシア・サラワク州のクチンやサバ州のコタキナバルも根強い人気を持っている。

5、MM2Hを開始

マレーシア政府が海外からの移住者や長期滞在者の誘致に熱心であることも長期滞在先としての人気を高める要因となっている。マレーシア政府は外資導入策の一環として位置付けている。

二〇〇二年に開始したマレーシア・マイ・セカンド・ホーム・プログラム（MM2H）で長期滞在ビザ発給の規制緩和を実施したことにより、長期滞在が容易になった。先発ASEAN諸国では入国時に原則最長九〇日間の滞在ビザが発給されることになっていて、マレーシアではMM2Hの条件を満たせば最長一〇年間の長期滞在ビザが発給される。この長さはタイと比較して最長となっている。加えて一定条件を満たせばさらに延長することも可能であり、マレーシアでの長期滞在を楽しむことができ、煩わしいビザ問題がなくなっている。

また、MM2Hビザを取得すると自動車にかかる輸入関税や物品税などが免除されるなどの優遇措置を受けることができる。

MM2Hを入手する条件は一定額の所得額の外にマレーシアでの医療保険加入、現地で受診した健康証明書などの条件を満たせばMM2Hビザを入手することができる。気を付けなければいけないこととして、同ビザでは収入をとまなう仕事に就くことができないことである。（最近一部緩和された）。

6、周到的な準備で長期滞在を

現在マレーシアに進出している日系企業は約一三〇〇社（ジェトロ）、在留邦人数は一万人以上にのぼり、日本にとってマレーシアは企業

進出先として観光先として身近な国の一つになっており、日本人にとって長期滞在先として居心地の良い国となっている。とは言え長期滞在にはトラブルが多いことも確かである。とりわけトラブルの多いのが不動産問題である。一般的に外国人がその国の不動産を所有することは原則禁止されている。リースが圧倒的に多い。現地の人の名義を借りて土地付きの一戸建てを購入する便宜的な方法があるが、名義人に購入した不動産に居座られるケースもでてくる。このような被害にあい、バラ色の「第二の人生」を一転して暗いものにならないために長期滞在を計画するときには周到的な調査と準備をする必要がある。また風系の切れた風にならないためにも日本にいつでも帰れる場所を残すことが肝要である。

マレーシアでは一定の条件を満たせば外国人が不動産を購入することができるが、余計なトラブルに巻き込まれることを避けるためにも、長期滞りの一歩はまず借家ではなく過剰し、信頼できる不動産業者を選んで着地する自衛策を講じることが大切である。

ASEANの先進国に発展したマレーシア、「適度な先進性と適度な後進性」が徐々になくなりつつあることは確かである。マレーシアで長期滞りを楽しみ、思わぬ事故やトラブルにあわないためにも、多様性に富んだ現地コミュニティ社会の研究と配慮そして日本人としての矜持を持って生活する気構えが望まれる。

（みきとしお・アジア研究所客員研究員／札幌学院大学教授）

東ASEAN成長地帯の課題

野 沢 勝 美

近年、アジア地域では国境を越えて隣接する地域が形成する局地経済圏が「成長の三角地帯」などの呼称で発足している。局地経済圏は、貿易ブロックを国家間で形成する地域経済圏とは異なり、調整に時間を要せず、短期間、低コストで立ち上がり可能な点が注目されている。

人口二九〇〇万人のフロンティア開発

ASEAN地域においてもシンガポール、マレーシアのジョホール州、インドネシアのリアウ州からなる「成長の三角地帯」(SIJORI)にみるように、国境を越えた局地経済圏が形成されつつある。また、インドネシア、マレーシア、タイによる「北の成長の三角地帯」(IMTGT)も政府間で協力合意が締結されている。一方、これらの経済圏からはずれていたフィリピンを加えた今ひとつの局地経済圏が進行している。ブルネイ、インドネシアの東西カリマンタン、北スラウェシの三州、マレーシアのサバ、サラワクの両州とラブアン島、およびフィリピンのミンダナオ、パラワン両島から構成される「東ASEAN成長地帯」(図参

照、略称「BIMP EAGA」、本稿では以下、「EAGA」がそれである。

局地経済圏は、大きく次の二つのタイプに分類される。いずれの場合も成功の要件は経済的補完性の存在である。

第一は輸出志向産業に重点をおいた局地経済圏である。前述の「成長の三角地帯」にみるように、資本を備えたシンガポールの内外企業が労働力不足に対応すべくジョホール州、リアウ州バタム島に低賃金労働を求め進出の例である。

第二は、地域協力を重点をおいた局地経済圏である。これには「北の成長の三角地帯」がある。北部マレーシア、南部タイ、北部スマトラの各地域が工業を補完し、地域開発を達成しようとするものである。これは伝統的な地域開発を企図し、規模の経済の増大、生産の補完、市場の拡大を追及するものである。

EAGAは、一九九一年にアキノ大統領がシンガポール国際商業会議所でその構想を提言し、後継のラモス大統領のもとで九四年に第一回EAGA閣僚会議で正式発足した。EAGAは第二のタイプに近い形態にわけられる。人口

規模で約二九〇〇万人を擁するフロンティア開発となる。しかしながら、前述の他の局地経済圏と比べるといくつかの重要な相違点がある。

第一に、生産要素の賦存状況が類似しており、経済的補完性は少ない点である。構成する地域・国は、ブルネイを除きいずれも所得水準は低く、労働力は豊富であるが、資本が不足している。また天然資源は豊富であるものの、この分野では補完関係は少ない。東カリマンタン州、サバ州、サラワク州、ブルネイは原油・LNGの生産輸出に大きく依存している。また北スラウェシ州、ミンダナオ地域はアグロ・インダストリーが中心である。バナナを売って、石油を買う」という一次産品貿易には、石油の売り手側に関心はない。このため積極的な協力関係の構築に向けた意欲に欠けるとの難点がある。

第二は、EAGA地域はセレベス海など海域により分断されている点である。確かにこの海域は伝統的に越境貿易、密貿易などが盛んである。しかしEAGAはこれらの海上交易を承認するという消極的なものではない。

第三に、この地域では近代産業振興に不可欠な情報、物資、人物往来を容易にするためのインフラ整備が遅れている点である。海上輸送のための倉庫、港湾施設、船舶が十分でない。ところが、EAGAには以上の相違点がある。一方で、あらたな特徴も見出すことができる。各参加国が、EAGAに対して地域開発の枠組みとの連携に期待している点である。とくにフィリピンの場合がこれが顕著であるが、イン

図 ASEAN域内の局地経済圏



(出所) 筆者作成

ドネシアやマレーシアでも同様の状況にある。

各国とも地域開発との連携を重視

フィリピンにおいては、EAGAはミンダナオ地域開発との連携で重視されてきた。国家経済開発庁の「改定ミンダナオ開発フレームワーク計画」(一九九四 九八年)において、ミンダナオ地域とEAGA地域との貿易および経済的連結の促進は、ミンダナオ開発ビジョン策定のための主要戦略の一つと位置づけられている。EAGAを地域開発と連携する意向は、インドネシアにおいても同様である。政府は、国土の六八・二%、人口の一八・一%を占める東部

地域一三州の開発に重点を置き、一九九三年に東部開発評議会を発足させている。EAGAとの連携はインドネシア大学経済学部ハリリ・ハディ教授によると、東部インドネシア開発の基軸は南スラウエシ州のウジュンパンダンであり、準基軸地は北スラウエシ州のメナドとマルク州のアンボンとする。メナド開発についてはメナド空港の国際空港機能の拡充、ピトン港の国際港化で両港を統合し開発拠点とする意向がある。

EAGAを国内の地域開発との連携で捉えている状況はマレーシアおよびブルネイにおいても同様である。マレーシアでは、半島部に比較して開発の遅れたサバ、サラワクの両州にとってEAGAを開発の契機とした意向は明らかである。ブルネイにおいては、近年脱石油依存を図ろうとしており、EAGAに参加することで非石油産業を育成する意欲がうかがえる。

ミンダナオ開発では「飛び地」を形成

EAGAの経済的効果をフィリピンに関してみる。確かにフィリピンにとってEAGAは当初好調なアジア経済の追い風を受けて投資も進んだ。しかしながら、その後のEAGAをめぐる経済情勢は大きく変化した。一九九七年のアジア通貨危機、ミンダナオの治安状況悪化がその原因であった。EAGA域内における航空路線は全部で十一路線であったが現況ではわずか五路線に減少している。事実、ミンダナオのダバオとインドネシアの北スラウエシ州メナドを結ぶバラク航空による航空路は現在休止し、これは軽飛行機便に代替されている。さらに、九

八年営業開始のカジノ・リゾート・ホテルはすでに倒産、営業停止をしている。同事業はマレーシアのエクラン・プルハット社が総額三億ドル投じたEAGA関連では最大規模であった。

二〇〇六年におけるミンダナオを積み下ろし港とする貿易額をみてみよう。ミンダナオから輸出相手国の上位五カ国は日本、アメリカ、オランダ、韓国、中国であり、これらはEAGAには入っていない。また上位一〇カ国のうちに含まれるのは七位のマレーシアのみである。輸出品をみると最大品目はバナナであり、これにココナツ油、焼結鉱など一次産品と同加工品が続く。いずれも多国籍企業による生産で、相手国はEAGA地域外である。一方、ミンダナオの輸入相手国では上位五カ国の四位にマレーシア、上位一〇カ国の八位にインドネシアが登場する。輸入商品の最大品目はコメであり、三位に小麦が入るが、いずれも農産品で本来はミンダナオが比較優位のある品目である。なお二位は輸出品の焼結鉱の原料である鉄鉱石が入る。

以上からみられるように、ミンダナオにおける貿易構造は熱帯果実、同加工品のEAGA加盟国以外への輸出、および輸入鉱産物などの委託加工輸出が主なものである。また、これらの担い手はその多くが日本、アメリカなどの多国籍企業である。そしてこれら生産活動と地場産業との連携が弱く飛び地を形成しているのが実態である。産業クラスターを形成し、EAGAとの連携をはかるなど、現状からのパラダイム転換が求められているところである。

(のざわかつみ・国際関係学部教授)

台湾給与所得者の税金（直接税）

岡崎 幸 司

台湾の給与所得者が自宅と自家用車を所有している場合、国税の総合所得税（五月、申告のみ）、汽車燃料使用費（七月、国税の道路特定財源に相当）、地方税の使用牌照税（四月）・房屋税（五月）・地価税（十一月）の納付義務を負う。台湾ではガソリン・軽油の販売価格に税金が含まれていないため、汽車燃料使用費という形で事実上の徴税が行われている。

国が異なれば賃金および物価水準も異なるので、日本で生活している人々には台湾給与所得者の納税感が伝わらない恐れがある。そこで、東京と台北のコンビニ・アルバイトの時給をもとにしたコンビニ・バイト代本位制によると、一元（台湾ドル）＝一〇円強となることから、読者諸賢には元表示を十倍して、換言すれば元表示にゼロを一つ加えてお考えくださるようお願いしたい。こうすれば、日本の感覚に近づけてご理解いただけるのではないか、と思う。なお、所得税の紹介を後回しにすること、地方税の税率は筆者が住む台北県のものであることを予めお断りしておきたい。

家屋税（房屋税） 土地税（地価税）

家屋税は（家屋の現在価値＝評価額）×（税率）で計算される。家屋は四種類に分けられ、税率は「住家用」（住宅）が一・二％、私立の病院や医院など「非住家用非営業用」が二％、「営業用」が三％、「合法登記工場供直接生産使用之自有房屋」（工場として合法的に登記し直接生産に使用している自己所有の家屋）は「営業用」税率の半分（一・五％）である。

土地税の税率には一般用地税率と特別税率の二種類があり、自家用住宅用地や工業用地などには特別税率が適用される。自家用住宅用地、工業用地に対する税率はおのの二％、一％と規定されている。

日本では土地・家屋とも標準で一・四％の固定資産税が徴収され、さらに三％以内で都市計画税も賦課される。持家に関する限り、台湾の固定資産税（家屋税＋土地税）の方が表面的な税率は低い。もつとも、日本では軽減措置も多いので、日台どちらの固定資産税が安いのか、税金素人の筆者にはよくわからない。

所得税（総合所得税）

源泉徴収は日本と同じであるが、年末調整はなく、給与所得者も税務署に確定申告をしなければならぬ。申告は核家族単位が基本であるが、条件を満たせば外国人も含めた直系尊属や親族との合同申告も許されている。インター

車両税（使用牌照税） 燃料税（汽車燃料使用費）

車両税の税額は、日本の自動車税同様、車両の用途・種類・排気量により差がある。燃料税もほぼ同じ区分に従っているが、軽油（柴油）はガソリン（汽油）の六割に設定されている。九座席以下の自家用ガソリン車では、車両税と燃料税は年額でそれぞれ四三三元・四三三元（排気量六cc）～二二cc、七二二元・四八元（一cc）～二cc、一八cc、一一三三元・六二一元（一cc）～二四cc、一五二一元・七二二元（二四cc）～三三cc などとなっている。

日本の自動車二税（自動車税＋自動車重量税）との比較で言えば、台湾の車両税は日本の二倍前後の実感であり、重税感がしないわけでもない。燃料税は課税方法が日本と台湾で全く違うため残念ながら比べることは難しい。

ネットでの申告も可であるし、税務署に申告書と関係資料を持参（郵送）してもよい。

以下ではとも宮仕えである筆者夫婦を例に申告書の記入作業を概説する。納税義務者（申告代表者）欄に台湾（中華民国）籍の愚妻、配偶者欄に筆者、扶養親族欄に筆者の両親と豚児を書く。老父母に関しては、筆者との親子関係・生存の証拠として生年月日と発行日に中国語訳（中華民国 年 月 日）を付けた戸籍謄本を添付する。義父母の扱いは義兄夫婦と協議することになっている。生活には困っていないものの無収入にして各種控除の対象となる義父母と合算すると節税できるが、重複申告は禁止されているからである。義父母そろって義兄夫婦と合同申告、義父母ともに筆者夫婦と合算、義兄夫婦・筆者夫婦で一名ずつ分けて合同申告、の三つの中から一つに決める。

所得額は、申告書記載者全員について、勤務先・銀行等が発行する前年の所得・利子などの証明書（源泉徴収額も併記）通りに記入、申告時に証明書を添える。ただし、筆者の老父母は日本在住ゆえ、所得申告の必要はない。

主な控除課目としては、基礎控除（書類上は免税額として扱われる）、給与所得控除、一般控除が挙げられる。基礎控除は、満七十歳以上が一五五 元、満七十歳未満は七七 元であり（日本は一律三十八万円）、筆者の両親についても基礎控除ができる。所得の申告は不要、しかし各種控除の対象になる、というのは何とも不思議であるが、税負担を減らせるの

で大いに利用させていただいている。

給与所得控除は一人十万元が上限と決められており、年間給与所得が十万元未満の場合はその金額が控除の最高額となる。

一般控除は標準控除と個別控除の二方法から一つを選択する。標準控除では控除額が独身者七三 元、夫婦合算申告者一四六 元と定められている。個別控除を選ぶと、健康保険料・一般保険料・医療費など認められた控除課目について個別に控除額を計算、領収書を提出することになる。健康保険料は全額控除、健康保険料以外の各種保険料（一般保険料）の控除枠は一人当たり二四 元である。医療費は健康保険医の診療を受けた場合にのみ、控除することができる。

さて、読者諸氏が最も興味をお持ちであろう所得税率は、六％（課税所得四一万元未満）、十三％（一 九万元未満）、二十一％（二一八 万元未満）、三 〇％（四 九万元未満）、四 〇％（四 九万元以上）となっている。日本は、五 〇％（課税所得一九五万元以下）、一〇 〇％（三三 〇万元以下）、二 〇％（六九五万元以下）、二 十三 〇％（九 〇万元以下）、三十三 〇％（一八 〇万元以下）、四 〇％（一八 〇万元超）である。住民税（一 〇 〇％）も含めて考えると、日本の方が所得税率が高いことになる。

最終段階にあたる還付額・追加納税額の計算は少々複雑である。まず、申告書記載者全員の所得合計額から基礎控除・給与所得控除をはじめとする各種控除を行い、課税所得総額（A）

を算出する。次に、筆者（愚妻）個人について

所得額から基礎控除と給与所得控除を差し引いて課税所得（B）を得る。課税所得（B）に適用税率をかけたものから控除額（累進差額）を除いて筆者（愚妻）個人が納付すべき所得税（C）を計算する。続いて、課税所得総額（A）から筆者（愚妻）個人の課税所得（B）を減じたものに適用税率をかけ、さらに控除額（累進差額）を引いて筆者（愚妻）以外の申告書記載者全員が納付すべき所得税（D）を導き出す。最後に、必要納税総額（C + D）と源泉徴収額を比較して、還付額・追加納税額を計算する。課税所得（B）を計算する際に、筆者を基準にするか、愚妻を基準にするか、によって必要納税総額（C + D）が異なることがある。そのときは、必要納税額（C + D）が少ない方を記入する。納税不足が判明した場合は、追加納税額など必要事項を記入し申告代表者が署名捺印した税金取立委託書を申告書に添える。申告完了後は税務署からの通知を待つだけである。

給与所得者に関係する台湾の直接税には、日本と似ている部分もあるが、異なるところも多い。税金の支払い、とりわけ毎年五月の所得税申告は、追加納税の有無とその金額に一喜一憂するとともに、日本と台湾の発想の違いを認識する良い機会になっている。

（おかざきこうじ 中華大学人文社会学院 副教授）

「国際中堅企業」の登場 (22)

専用機メーカーの国際経営の拡張とマルゴ工業

西澤正樹

一九六四年に金属部品加工業として岡谷市に創業した当社は、八二年に開発設計部門、八五年にシステム制御部門を新設し専用機械・装置を扱う「専用機メーカー」へと転身していく。諏訪地域から世界市場に輸出された腕時計、カメラ等の自動組立装置をはじめ省力化・自動化を進めるための各種生産設備を供給してきた。

さらに、半導体・電子部品の組立・検査装置、FA (Factory Automation) 専用機などに展開し、国際中堅企業へと成長している。

当社の成長を導いた優位性は、微細部品のハンドリング技術、画像処理・各種センサー・カム機構を組み合わせた組立・検査技術と一品生産の多様な製品ニーズに素早く対応できる開発・設計・製造一貫生産能力にある。

海外事業への取り組み

最初の対外直接投資は二〇〇〇年の機械加工工場のシンガポール進出である。続いて〇一年に装置の設計・製造を行う合弁企業をフィリピンに設立した。シンガポール事業所では、現地の日系企業からの受注を狙ったが市場が小さく、フィリピン事業所では、日本人技術指導者

が常駐しないと技術水準が維持できないことから、〇九年にそれぞれ売却した。シンガポールとフィリピンへの進出は、将来の中国への進出を見据えたパイロット的な海外事業展開であったとされる。

〇三年に生産設備の設計・製造を行う独資企業を中国・無錫市に設立した。上海、無錫、蘇州、杭州などの「拡大上海圏」には、日系アッセンブリーメーカーをはじめ世界の大手製品メーカーが集中しており、専用機市場が拡大するとみたらからである。

アッセンブリーメーカーの組立工場では、時間の経過とともに生産量が拡大し製品シリーズが多様化・高度化していく。労働集約的な組立工程に人手では扱えない微細な部品や、より完璧な品質維持を求める組立・検査工程が発生する。「拡大上海圏」の人件費の上昇もあいまって加工・組立・検査の省力化・自動化が必要とされ、そうした要求に対応するための無錫進出であった。

無錫事業所は二〇名(うち日本人三名)でスタートし、〇八年には六〇名(日本人一名)に拡大、各種専用機の設計・製作を受注してい

る。現地法人の購買担当者は中国人である場合が多いので、当社の営業担当者も中国人である。現在、「拡大上海圏」には顧客ニーズに迅速に対応し一品受注型の専用機を設計から一貫生産できるメーカーは限られていることから、日系アッセンブリーメーカーからの受注は堅調であり、操業初年度から黒字を計上してきた。

日系アッセンブリーメーカーは必要な各種生産設備を日本事業所で使用していたもの、あるいは日本で新規発注し製作したものを現地事業所に持ち込む。製品シリーズが多様化し生産量が増加すると、追加の生産設備が必要となる。追加設備の導入あるいは既存設備の改良は現地調達する方向に向かっており、当社はそうした要求を受け止めている。

欧米系メーカーからの発注も入り、売上高の約五%を占めている。中国ローカルメーカーからも引き合いはあるが、発注単価が安く支払いに不安があるので日系メーカーを主要顧客としている。ローカル企業との取引は機械加工の一部を外注するに留まる。

無錫進出による本社への波及効果

進出当初の狙いは「拡大上海圏」に集積している日系アッセンブリーメーカーの専用機需要を開拓することであった。この点、無錫進出の効果は充分に上がっており、黒字幅は日本本社事業所を上回っているとする。

さらに、本社事業所に重要な波及効果をもたらしている。第一に、中国市場での営業、受注、納品の実績が日本での新規顧客開拓に繋

がっていることである。当社の国内取引先は少なくはないが、取引実績のない大手メーカーも多い。日本国内には優秀な専用機メーカーがひしめいており、それぞれが得意先を固めていることから新規参入は難しい。

しかし、中国には設計・製作の一貫生産が可能な日系専用機メーカーの進出は限られており、日本では取引を開くことのできなかつた日系メーカーから受注することができた。中国での受注・納品実績によって、本社購買部門や生産技術部門に当社の技術水準や生産能力が知られることになる。そして、中国の現地事業所では発注権限の及ばない重要な生産設備について、顧客の日本本社から当社の本社事業所に引き合いが寄せられるという新たな商流が生まれた。例えば、日本国内では営業の契機を得られなかつた欧米の多国籍企業の日本法人からの発注が成約した。当社の培ってきた専用機メーカーとしての「ブランド」が中国市場を媒介としてユーザーに認識されたのである。

第二に、中国の日系メーカーから受注した生産設備には、無錫事業所の技術者では未だ対応が難しいものもある。そうした場合、日本本社は無錫事業所から「技術指導」を受注し技術者を派遣し、「技術指導料」を受取るという企業内サービス貿易が発生している。

当社の企業グループ内では、売上のマッチポンプの状況だが、日本本社が「技術を販売する」というかたちで中国の需要を諏訪地域に引き込んでいることが重要である。企業グループの内部取引として「技術販売」というサービ

ス貿易は、今後、日本のモノづくり国際中堅企業の経営戦略として注目してよい。

第三の効果として、日本本社事業所の社員の国際的な視野が拡大したことである。従来、諏訪地域の本社の中で「まじめに一生懸命」仕事に向かう環境にいた社員は、自分の取り組んでいる仕事が国際的どのような位置にあるのか、ほとんど認識する機会がなかつた。そこには問題意識や目的を広く外側に向ける動機は生まれにくい。

しかし、無錫事業所の社員が本社に技術研修などで滞在することで彼らの高い能力や強い向上意識に触れる、自らが技術指導者として中国のモノづくりの現場に赴き指導する、顧客の生産現場で自社の設備が実際に使われているところを観る、などの経験を重ねることにより、今後、自分が担い、高め、挑戦することは何かを自覚する効果は実に大きい。

今後の展開

無錫事業所は、現在、高新技术产业開発区の標準工場を賃借しているが、今後の事業拡大を見据えて自社工場の建設を検討している。

本社事業所では、海外進出当時の従業員数と変わらず五〇名を維持している。今後の本社の役割は、専用機の開発・設計・製造の「技術者集団」として「技術保証力」を高めていくとともに「人材（技術者）育成機能」を充実させることとしている。

無錫事業所が専用機メーカーとして拡大、高度化していくためには、中国人技術者の育成が

不可欠であるとの認識のもと、本社での技術研修や現地での技術指導により、さらに技術移転を深めようとしている。その際、常に語られるのが「技術移転とジョブホップ」の問題である。この点、当社の取り組みを巡り次のように考えられる。

第一に、ある程度の技術を身に付けた技術者が一人、二人で独立創業しても、優位性を備えた専用機メーカーに成長することは困難である。メカニクスやエレクトロニクスをはじめ深い専門技術を持つ「技術者集団」が形成されなければ優れた専用機を作ることとはできない。中国に「技術者集団」を作ろうとする当社から技術者が離れるメリットは小さい。

第二に、高給を提示され他の専用機メーカーに転職する場合もある。しかし、当社が設備・装置の「信頼性」という優位性を維持しているかぎり他社との競争を制する。社員は短期的な待遇は長続きしないことを理解している。

これまで本社研修をした人材で転職した者はいない。当社の将来性に信頼を寄せているからである。当社が中国の専用機メーカーとして優位性を高めていくなかで「技術移転とジョブホップ」の問題は回避できるであろう。

当社は「需要が海外にある」から中国進出を行ったとする。対外直接投資により自社の持つ優位性を海外で「市場化」し、海外事業所の事業拡大、本社事業所の新規顧客の獲得、本社社員の意識拡張といった効果を引き寄せているのである。

（にしざわまさき・アジア研究所教授）

書評

金融危機の世界への

波及と影響を最新データで分析

ジエトロ口海外調査シリーズ No. 378

「米国発の世界金融危機」

石川 幸一

米国のサブプライムローン問題に端を発する金融危機は、二〇〇八年九月のリーマン・ブラザースの経営破綻を契機に全世界に波及し、世界を二〇〇九年に一度の大津波と形容される金融危機に陥れた。世界の金融機関の累積損失は一兆四〇〇〇億ドル超と推計されており、八〇年代以降の金融危機では最大級となっている。GMの経営破綻に象徴されるように実体経済への影響も大きく、金融機関の損失は限定的といわれるアジア各国でも二〇〇九年の成長率は大きく低下し、マイナス成長が予測されている国も多い。

米国のサブプライムローン問題および世界金融危機については、既に多くの解説書やドキュメンタリー・タッチの概説書などが刊行されている。ジエトロ口が刊行した「米国発の世界金融危機」は、米国を含めEU、中国など世界の二

七国・地域をとりあげ、金融危機の波及の状況、実体経済への影響、政府の対策をまとめたものである。

第一部の総論（ビジネスへの影響）では、世界の金融市場の動向、金融機関への損失状況、マクロ経済への影響とビジネスへの影響、各国政府、中央銀行および国際機関の対応を統計及びデータにより詳細に概観・分析し、まとめとして今後の見通しを含めた将来展望を行っている。

第二部は、米国、欧州、アジア、大洋州に主要国・地域とトルコと南アフリカを対象に危機勃発後の経済情勢、経済認識、信用収縮に対する対応策、景気対策、実体経済への影響が、豊富なデータに基づき、詳細に報告されている。特に日系企業を中心とした現地のビジネスへの影響についての報告は、類書にみられないものであり、研究者だけでなくビジネス関係者も裨

益するところが大である。

資料として、国際会議の共同宣言などの文書とジエトロ口の海外事務所からの臨場感溢れる報告が多数掲載されている。海外報告には、中東欧諸国、パキスタンなど南アジア、中南米諸国、中東・アフリカ各国など第一部では取り上げられていない国々が含まれている。これらの報告を読んでいけば、危機の波及と政府の対応、実体経済の悪化の状況が国別に時間を追って理解できる。

今回の危機は、「世界」金融危機であり、「世界」同時不況である。本書は、多くの国をとりあげ、危機の状況を概観・分析しており、文字通り「世界」を対象にした唯一の調査書である。この点が本書の最大の特徴であり、優れた点である。刊行は三月であるが、その後の各国の状況により、内容は随時追加・更新されており、ジエトロ口のホームページで閲覧・ダウンロードできるのも読者に対して親切である。

筆者は本書を利用し得るところが極めて大きかったが、巻末に主要国についての統計が掲載されていればさらに便利と感じた。詳細な統計は、本文中に豊富に掲載されているが、GDP、貿易、生産指数、金利、物価上昇率、株価指数などの基本的な統計は利用頻度が高いため、月次および四半期ごとの推移が一覧できる形式で掲載すればさらに有用性が高まったと思われる。

（日本貿易振興機構二〇〇九年三月刊行、三、一五〇円）

（いしかわ こういち・アジア研究所教授）

書評 ロー・ダニエル『竹島密約』

草思社、二〇〇八年十一月

野 副 伸 一

竹島（韓国名独島）を巡る日韓の対立は、両国民に不快感を与え、未来志向、即ち今後起こるであろう大きな問題に対する共同歩調を取りにくくさせている。喉に刺さった刺が、両国民に心理的制約となっている。

本書『竹島密約』は、竹島問題を巡る対立に新たな視点を提供している。一九六五年の日韓正常化交渉でも最後まで採めたのが、この竹島問題であった。しかし両国指導層は問題を「未解決の解決策」、即ち「解決せざるをもって、解決したとみなす」という密約で乗り越えた。両国指導層の英知と胆力がそれを可能にさせた。本書はそこに至るまでの両国の交渉と内部事情を丹念に追い、戦後日韓関係の「特殊性」を浮き彫りにさせている。巻措く能わずの感がある。

本書の章立て構成を簡単に紹介したい。プロローグの「『未解決の解決』はなぜ成立したのか」では、最後の懸案であった竹島問題を巡り、河野一郎国務大臣と丁一権国務総理の間での密約成立が紹介されている。

第一章「暗中模索の時代」では、李承晩時代の日韓関係が紹介されている。李承晩ラインの設定による日本漁船の拿捕という韓国側の強硬策が展開される中で、岸信介総理は矢次一夫をソウルに派遣し関係改善を図る。しかし李大統

領と岸総理の下野で交渉は立ち消えとなる。

第二章「叔父と甥の対日外交」では、朴正熙政権の登場で韓国の対日外交は大きく進展する。経済開発を至上命題とする朴政権は資金導入を図るため日本との正常化交渉を急いだ。対日交渉の前面に出たのが朴大統領の甥の金鍾泌である。「大平・金メモ」によって請求権問題は処理され、李承晩ラインは過去のものとなる。

第三章「新しい日韓ロビー」では、政治的に失脚した金鍾泌の後釜として登場したのが丁一権総理であった。日本側でも交渉に大きな影響力を持っていた大野判睦がなくなり、その後を継いだのが河野一郎国務大臣であった。両国とも表の外交ルートと裏の外交ルートを駆使して交渉の進展を図る。

第四章「竹島密約」では、竹島問題を「棚上げ」するとの密約で処理する経緯が詳細に紹介されている。「解決せざるをもって、解決したとみなす」という「棚上げ論」は日韓双方にとつて都合の良いものであった。この棚上げ論で日韓正常化交渉は一気に妥結に向かう。

「竹島密約」は、以下のようなものである（本書p208参照）。「竹島・独島問題は、解決せざるをもって、解決したとみなす。したがって、条約では触れない。（イ）両国とも自国の領土であると主張することを認め、同時に

それに反論することに異論はない。（ロ）しかし、将来、漁業区域を設定する場合、双方とも竹島を自国領として線引きし、重なった部分は共同水域とする。（ハ）韓国は現状を維持し、警備の増強や施設の新設、増設を行わない。

（ニ）この合意は以後も引き継いでいく。」

第五章「二つの喪失」では、六五年の国交正常化が四〇年以上経過した現在、竹島密約はどのような状態なのか。著者は「竹島密約は二つの意味で失われた」と主張する。一つは「紙の喪失」で、取り決め文書そのものが失われたこと、もう一つは「精神の喪失」で、金泳三政権以降竹島密約の趣旨や精神が韓国側で継承できなかったこと、を指摘する。この二つの喪失の中で、日韓関係はパラダイムの変化を遂げた。

エピソード「先人の『知恵』をいかにして受け継ぐか」では、著者は竹島密約を「浪花節的な日韓関係の産物」として高く評価している。しかしそのような両国間の文化は「親日的な世界観をもっていた軍事政権の終息とともに幕を下ろした」とする。著者は最後に「今四〇年前とは別の文化をもつ日韓両国民の英知と想像力が試されている」で本書を結んでいる。

余韻の残るエンディングであるが、本書は一部の人の間で知られていた「竹島密約」を両国の関係者とのインタビュウや資料の渉獵等で追究した点で、極めて貴重なドキュメントと言える。また「日韓癒着」とも評されるような国を超えた濃密な人間関係が織り成す日韓正常化交渉の舞台裏を活写した点で、一級の証言記録とも言える。韓国人である著者がデリケートな内容に挑戦した勇氣に敬意を表したい。

中国「双無」の 農村大学生

二〇〇九年、中国の大学卒業生は六一一万人と空前の規模となった。これに伴って大学生の就職難は一段と深刻化し、卒業間近な六月上旬に至っても就職内定率は四五%に留まっている。

大卒者が二〇〇万人を突破した二〇〇三年から、政府は多様な就業政策を展開し、破格の条件で大学卒業生を「村官」（村の幹部）や小中学校教員として農村に送り出すプロジェクトなどを推進してきたが、今年も大卒者の三〇%はい

わゆる「待業」（就職待ち）状況になりそうである。このような就職難の中で社会的に注目を集めているのが、農村（農業戸籍）出身の大学生と彼らが請け負っていた農地の問題である。農村

原籍のある女子大生の場合、就職が決まらず都市で一年間アルバイト生活を送っていたが、故郷で請け負っていた農地はすでに収用されてお

り、現状は職なし、土地なしの「双無」状況であるという。また三年

に在籍中の別の学生は、ダム建設用地として請負地を収用さ

れたにもかかわらず、戸籍が現地にな

いたため収用補償が受けられなかったとい



う。

中国では、一九九五年以前は大学生の就職先は政府によって統一的に配分されていた。そのため戸籍も大学の集団（「集体」）戸籍として一括管理され、非農業戸籍となった大学生には農地請負の権利もなかった。その後、政府による統一配分はなくなつたが、集団戸籍による管理はそのままであった。二〇〇三年に大学生の戸籍制度が改められ、集団戸籍へ移籍するかどうかは学生自身が決定できるようになった。

集団戸籍の取得は選択的となつたが、ここで問題となるのは一旦集団戸籍に転出した大学生に農地を請負う権利が残されているかどうかという点である。

「待業」中の大卒者が戸籍を原籍に戻せば上述のような問題は解決しそうなものであるが、現実にはそう簡単ではない。それは大学生が就職や留学に有利な非農業（都市）戸籍を手放すはずもないし、逆に農地の乏しい貧困村では農地請負権の生じる農業戸籍への再転入は歓迎されずにはないからである。

「農村土地請負法」では、農地の請負期間は三〇年で、請負権は家族全員が大都市へ転出しない限り返還する必要はない。この点から、上述の収用例は厳密に言えば違法であるうが、研究者の見解は必ずしも一致していない。それは多くの研究者が農地請負権は飽くまで農業と農家保護のためと考えているからである。

大学生の就職難が予期せぬ問題を顕在化させることとなつたが、この問題は都市と農村の二重構造という視点から改めて検証する必要がある。

（小林熙直・アジア研究所教授）

アジア研究所だより

平成20年度発行物の紹介について

アジア研究所 叢書23 『東アジア共同体を

考える』 定価 本体1200円（税別）

東アジア共同体構築と日本の役割

..... 浦田秀次郎

東アジア共同体に慎重に対処すべし

..... 渡辺 利夫

東アジア共同体で先行するASEAN

..... 石川 幸一

日本企業の東アジア進出

..... 西澤 正樹

東アジア共同通貨は実現できるのか

..... 大西 義久

アジア研究シリーズ（研究プロジェクト成果

論文集）（非売品）

アジア研究シリーズ No.67

『検証：中国WTO加盟七周年の効果：知的財産権紛争をめぐる日中経済摩擦への

対応』

アジア研究シリーズ No.68

『東アジアにおけるグローバル化とイノベーションと国際化教育』

アジア研究シリーズ No.69

『東南アジア諸国における地域開発（ ）』

アジア研究シリーズ No.70

『中国の台頭とそのインパクト』

アジア研究シリーズ No.71

『アジアの文化、特に思想・宗教・言語の

多様性の研究（その4）』

アジア研究シリーズ No.72

『アジアにおける経済成長と環境保全の

両立は可能か』